

第120号議案

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年島根県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1の12の項中「第8条第1項又は第2項」を「第17条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。